

2023 西日本ジュニア体操競技選手権大会

宿泊・弁当 申込要項

1. 基本方針

2023西日本ジュニア体操競技選手権大会の宿泊の確保を万全に期することを目的とし、次のように定めさせていただきます。

- (1) 宿泊の取扱いは、福井県体操協会の基本方針に従い実施いたします。
- (2) この要項の適用対象者（以下「大会参加者」という）は、2023西日本ジュニア体操競技選手権大会に参加する選手・関係者(選手・監督・コーチ等)とする。
- (3) 本大会参加者の宿泊施設は環境、及び食品衛生について配慮した宿舎と致します。指定された宿舎を任意に変更したことによって生じる紛議・損失は、宿舎を変更した者がその責を全て負うものとなります。
- (4) 宿泊に関しては、福井県体操協会指定業者「東武トップツアーズ株式会社福井支店」（以下、「配宿センター」という）が担当します。配宿センターへのお申込みとなります。

2. 弁当について **（旅行契約に該当しません）**

大会に参加される皆様の昼食弁当のお申込みを受付致します。

- | | |
|--------------|---|
| (1)弁当設定日 | 令和5年 7月22日(土) - 26日(水) 5日間 |
| (2)お弁当代金 | 一食 880円〈お茶付〉、消費税込 |
| (3)引換・空箱回収場所 | 会場のツアーデスク
 配布 11:00～13:30
 回収 11:30～14:30 |

3. 宿泊について（募集型企画旅行契約）

別紙の旅行条件書を事前に確認の上、お申込みください。

(1) 宿泊設定日

令和5年7月22日（土） - 26日（水）5泊

(2) 旅行代金

旅行代金は、1泊朝食付き(税金・サービス料込)のお一人様1泊当たりの代金です。

宿泊施設により料金が異なりますので、宿泊施設一覧をご覧ください。

※宿泊施設には駐車場を有していない施設や駐車料金がかかる施設がございます。宿泊施設決定後に各施設へご確認ください。尚、駐車料金は直接宿泊施設へお支払ください。

(3) 早着発・遅着発

チェックインは15:00以降、チェックアウトは10:00以前を原則といたします。それ以前・以降のご利用については追加料金が発生する場合がございます。

(4) 最少催行人員 1名 / 添乗員は同行いたしません。

宿泊施設一覧

記号	地区	ホテル名	部屋タイプ	旅行代金(1泊朝食付) お一人様1泊あたり	その他
A	福井市	ホテル京福福井駅前	シングル	13,200円	
B		ホテルリバージュアケボノ	シングル	12,100円	
			ツイン	9,900円	
C		ホテルフジタ福井	シングル	11,000円	喫煙室のみ
D		福井パレスホテル	シングル	8,800円	
			ツイン	8,800円	
E		福井アカデミアホテル	シングル	9,900円	
			ツイン	9,900円	
			トリプル	9,900円	

- ・ 配宿に関しましては、競技時間などを考慮した上で、実行委員会と弊社にて配宿させていただきます。
- ・ 宿泊希望施設を第3希望まで記号にてお書きください。
※希望に添えない可能性もございますのであらかじめご了承ください。

4. お申込み方法

(1) お申込み方法

出場が決定次第、速やかに所定の申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにてお申込みください。
※お電話によるお申込みはお受けできません。必ずFAXまたはメールにてお申込みください。

(2) お申込み締切日

令和5年6月22日(木) 17:00まで

(3) 宿泊・弁当の確認書、及び請求書

令和5年6月30日(金)までに申込責任者宛てに、宿泊・弁当の確認書類・請求書をFAXまたはメールにて送付いたします。原本が必要な場合は追って、郵送にて送付させていただきます。

(4) お支払方法

令和5年7月7日(金)までに、弊社指定口座へお振込みください。振込手数料はお客様負担となりますこと
をご了承ください。
※なお、大会開催期間中に、会場や宿泊施設へのお支払は受け付けておりません。

(5) 領収書

領収書はお振込み時の控えをもって領収書に代えさせていただきます。別途、弊社領収書発行をご希望の場合は
確認書類送付時に領収書発行依頼書を送付いたします。必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにてご返
信ください。事前に依頼書を頂いた場合、大会終了後に郵送にて送付させていただきます。

5. 変更・取消

申込後の変更・取消は、申込書に加筆訂正し、配宿センター宛に**FAX**または**メール**でお知らせください。

間違い防止の為、電話による受付はご遠慮ください。

取消日とはお客様が配宿センターの営業日・営業時間内にお申し出いただいた日時とさせていただきます。

（営業時間外のお申し出については、翌営業日の取扱いとなります。）

ご返金は取消料を差し引き、大会終了後にお客様のご指定金融機関口座へ送金させていただきます。

【宿泊】【注】下記取消料は1泊ごとに申し受けます。

旅行契約の解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 14日目にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日	旅行代金の 50%
旅行開始後 又は無連絡不参加の場合	旅行代金の 100%

※宿泊当日12時〔正午〕までに連絡が無い場合は無連絡不参加として100%の取消料を申し受けます。

※7月22日（土）7月23日（日）は支店の休業日にあたるため、取消しについては宿泊施設にお申し出ください。

【弁当】【注】弁当利用日に関わらず下記の取消料を申し受けます。

取消日	取消料
7月19日17時まで	無料
7月19日17時以降	お弁当代金の 100%

個人情報の取扱いについて

お申込の際にお申込書にご記入いただいたお客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）につきましては、お客様との連絡、今大会における大会運営及び宿泊機関等の提供するサービス手配や手続きに必要な範囲内において、東武トップツアーズ株式会社福井支店と福井県体操協会事務局が共同して利用させていただきます。

【宿泊・弁当 お申込み先】「旅行企画・実施」

観光庁長官登録旅行業第38号・(一社)日本旅行業協会正会員・ボンド保証会員

東武トップツアーズ株式会社 福井支店

〒910-0023 福井市順化1-2-1（福井テラス7階）

TEL：050-9001-9684 | FAX：0776-25-0414

営業日：平日（土日祝日は休業）営業時間：9:30～17:30

総合旅行業務取扱管理者 三原 裕之

Email：akitoshi_yoshida@tobutoptours.co.jp

担当者 吉田 明星



旅行業公正取引
協議会 会員



104500551091

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社福井支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある場合は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「宿泊・弁当申込要項」「4. お申し込み方法」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「宿泊・弁当申込要項」「3. 宿泊について」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

- (1) お客様は、「宿泊・弁当申込要項」「5. 変更・取消」に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。
(2) 添乗員が同行しない旅行にあっては必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行って頂きます。また悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行って頂きます。

7、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。
①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

- ①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
- ②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。
- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なることと認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

- (2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。
- (3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

- (4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。
- (5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実質についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は 2023年 3月22日現在を基準としております。

●お申込み・お問合わせは
【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社 福井支店

福井県福井市順化1-2-1 福井テラス7階
電話番号 050-9001-9684 FAX番号 0776-25-0414
営業日 平日 09:30～17:30

土・日・祝日および年末年始休業
一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者：三原 裕之

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

【客国23-056】 (2017.6版)

